

「大好き地元店！元気出そう応援券」実施要項 &加盟店募集要項

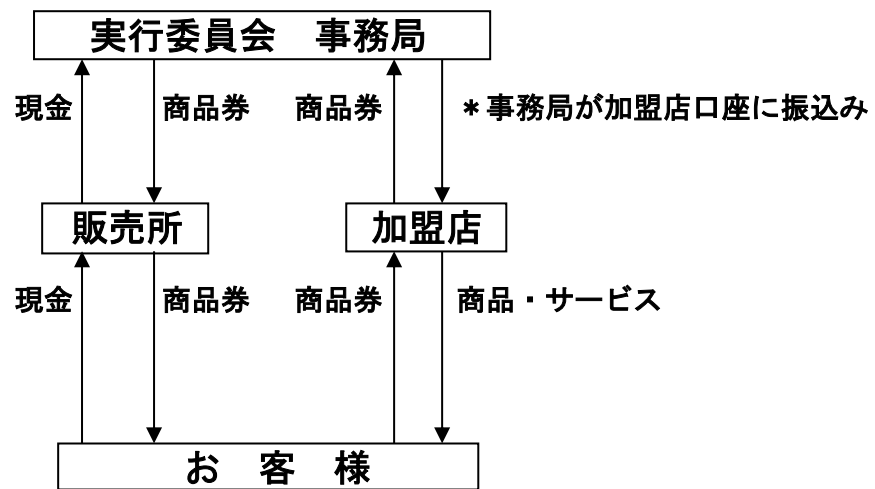
1. 目的 新型コロナウイルス感染症により、厳しい経営環境下にある地元店（飲食・小売・サービス業等）の1日も早い経済活動の回復を図る
2. 加盟店 十日町市内の小売業・サービス業（飲食業、宿泊業等）・運輸業・建設業等で、市内に本社が所在する企業（市内に同名の店舗が複数あり、店舗ごとに運営形態が異なる場合は、混乱を避けるためすべて対象とする）
ただし、下記に該当するものは対象外とする
■公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者（公金を財源としているため）
3. 加盟店負担金 中小企業・大企業問わず、負担金は徴収しない
4. 販売について
 - (1) 1次販売
1世帯が購入できる金額を1万円として、購入時に購入券（市報6月25日号に折込むプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷）を提出してもらう
販売期間 令和2年6月30日(火)午前10時～7月5日(日)午後5時
※7月4日(土)・5日(日)は、商工会・公民館では販売しない
※販売初日（6月30日）のみ、すべての販売所で午前10時から販売を開始するが、以降は各販売所の営業（開館）時間とする
 - (2) 2次販売
1次販売の残数により、購入方法・購入上限等を決定次第、市役所及び商工会議所のホームページでお知らせする
販売期間 令和2年7月12日(日)午前10時～無くなり次第終了
※7月12日(日)は、公民館では販売しない
5. 販売所
 - (1) 市役所・支所・公民館
市役所、川西支所、中里支所、松代支所、松之山支所
中条公民館、下条公民館、吉田公民館、水沢公民館
 - (2) 商工会議所・商工会
十日町商工会議所、松之山商工会、水沢商工会、川西商工会、中里商工会、松代町商工会
 - (3) 各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼する
6. 有効期間 令和2年6月30日(火)～令和2年9月30日(水)
※有効期間を過ぎた商品券は無効。
7. 発行総額 3億円（うち、1億円がプレミアム分）
8. 発行内容 1冊 5,000円（500円券×15枚綴り：7,500円分）を4万冊発行
■プレミアム商品券の構成
①元気出そうグルメ応援券（500円券×5枚）
※飲食店・旅館等のみで使用可能
②元気出そうグルメ応援券 兼 大好き地元店券（500円券×10枚）
※飲食店・旅館等を含む加盟店すべてで使用可能

9. 加入申込方法 加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、**6月12日(金)**までに十日町商工会議所、各商工会にFAX等でお申し込みください

期限までにお申し込みいただいたものは、市報6月25日号に折込むお知らせチラシに掲載します

10. 加盟店換金方法
- ①加盟店は商品券裏面の引換店の欄に店名をご記入ください(ゴム印可能)
 - ②加盟店は使用された商品券を事務局へご提出ください(土・日・祝日閉館)
 - ③事務局は加盟店指定の市内金融機関口座に2週間以内に振り込みます
 - ④請求の期限 **令和2年10月9日(金)まで**
- ※期限を過ぎた商品券は無効となりますのでご注意ください

[プレミアム商品券事業の発行と回収フロー]



11. その他
- ・加盟店が購入した商品券を自らの商品仕入等に使用することは禁止します。また直接換金も禁止します
 - ・十日町市が実施する他の補助事業への使用はできません
 - ・一度使用された商品券は、再使用できません
 - ・利用者から受け取った商品券の盗難・紛失等は、加盟店の責任となりますので、取り扱いには、十分注意してください
 - ・その他不正使用があった場合は、返還請求等の処置をとります
 - ・商品券使用時のつり銭は出さないでください

12. PR方法
- ・市民への周知については、市報6月25日号に折込チラシで行います
 - ・加盟店ポスターの掲示をお願いします。2枚配布いたします

13. 問合せ先
- 十日町市プレミアム商品券実行委員会
- | | | |
|----------|--------------|--------------|
| 十日町商工会議所 | TEL 757-5111 | FAX 752-6044 |
| 松之山商工会 | TEL 596-2174 | FAX 596-2350 |
| 水沢商工会 | TEL 758-3035 | FAX 758-4004 |
| 川西商工会 | TEL 768-2176 | FAX 768-4301 |
| 中里商工会 | TEL 763-2868 | FAX 763-4188 |
| 松代町商工会 | TEL 597-2006 | FAX 597-2360 |